

ザールラント州制限措置（7月9日以降）

1. 感染予防措置

ザールラント州では、7月9日より以下の緩和措置が適用されています。

【宿泊施設】

- ・屋内のみマスクの着用が義務付けられる。
- ・陰性証明書の提示は、チェックイン時のみ必須となる。

【スポーツ】

- ・屋外で身体接触のあるスポーツをする際の陰性証明書の提示義務は撤廃され、屋内で身体接触のあるスポーツを実施する場合のみ、陰性証明書の提示が必須となる。
- ・屋外スイミングプールおよび海水浴場での陰性証明書の提示義務は撤廃となる。

【飲食店】

- ・カウンターでの飲食サービスの提供が可能。
- ・同じテーブルに着席する際の、最大10人までの人数制限は撤廃となる。

【ディスコ・クラブ】

- ・最大250人まで入店することが可能
(ただし、連絡先提示および陰性証明書の提示義務あり)。

※参考1（ザールラント州州令）：

https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/rechtsverordnung-massnahmen/ documents/verordnung_stand-21-07-07.html

※参考2（ザールラント州政府プレスリリース）：

https://www.saarland.de/msgff/DE/aktuelles/aktuelle-meldungen/aktuelle-meldungen_2021/aktuelle-meldungen_2021-07/aktuelle-meldungen_20210706_verordnung.html

※ドイツ各州では、5月7日に連邦参議院で可決された「ワクチン接種者及び感染からの快復者に対する制限措置の緩和及び例外にかかる政令」が適用されています。

2. 検疫措置

5月13日より、従来のコロナウイルス入国規則(Coronavirus-Einreiseverordnung)、コロナウイルス感染予防条例(Coronavirus-Schutzverordnung)、モデル検疫規程(Musterquarantaeneverordnung)が統合され、ドイツ全土で統一的な登録義務、隔離義務、検査義務等が適用されています。

当該検疫措置を定めたコロナ入国規則にかかる政令の内容については、下記在ドイツ日本
国大使館ホームページをご覧ください。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2